

## 福山市における特定随意契約の手続に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福山市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

### (対象となる契約)

第2条 特定随意契約となる契約は、福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第41条で定める額を超えるものとする。

### (名簿の作成)

第3条 特定随意契約の対象となる事業者については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において、特定随意契約対象者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、対象となる物品又は提供される役務を明記しなければならない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第28項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）又はこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者（以下「障がい者支援施設等」という。）において製作された物品（当該障がい者支援施設等から買い入れる場合に限る。）若しくは提供される役務 保健福祉局福祉部障がい福祉課

(2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資するとして市長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品（当該施設から買い入れる場合に限る。）又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するとして市長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものにおいて提供される役務 保健福祉局福祉部生活福祉課

(3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれに準ずる者として市長の認定を受けた者に

において提供される役務 保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者として市長の認定を受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものにおいて提供される役務 保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課

(5) 新たな事業分野の開拓を図る者として市の認定を受けた者において、新商品として生産された物品（当該認定を受けた者から買い入れ又は借り入れる場合に限る。）又は提供される新役務 経済環境局経済部産業振興課

2 名簿に掲載する内容について変更が生じたときは、名簿搭載者からの届出により、速やかに変更しなければならない。

（発注見通しの公表）

第4条 特定随意契約の締結を予定している課の長は、あらかじめ次に掲げる事項を発注見通し（様式第1号）に記載し、物品については企画財政局財政部資産活用課長に、役務については建設局建設管理部建設政策課契約担当課長に提出しなければならない。

(1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要

(2) 契約に関する事務を担当する主管課名

(3) 契約の締結予定月

2 企画財政局財政部資産活用課長及び建設局建設管理部建設政策課契約担当課長は、予算確定後、発注することが見込まれる特定随意契約の案件について、発注見通し一覧表（様式第2号）を作成し、公表しなければならない。

3 前項に規定する発注見通し一覧表（様式第2号）の公衆の閲覧は、次に掲げる方法を併用して行うものとする。

(1) 企画財政局財政部資産活用課の窓口において閲覧に供する方法

(2) 建設局建設管理部建設政策課の窓口において閲覧に供する方法

(3) 福山市のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

（契約締結前の公表）

第5条 企画財政局財政部資産活用課長又は建設局建設管理部建設政策課契約担当課長は、当該契約の見積書提出期限の5日前までに、次に掲げる事項を特定随意契約案件表（様式第3号）により公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、2日以内に限り短縮することができる。

(1) 契約の内容

(2) 契約の予定日

(3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準

(4) 見積書の提出期限及び提出方法

(5) 契約に係る物品の納入期限又は役務の履行期間

2 前項の規定は、発注する年度の途中において、新たに対象となる物品又は提供できる役務として追加された案件も併せて行うものとする。

3 第1項に規定する特定随意契約案件表（様式第5号）の公衆の閲覧は、前条第3項の規定を準用する。

（契約締結状況の公表）

第6条 企画財政局財政部資産活用課長又は建設局建設管理部建設政策課契約担当課長は、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を特定随意契約結果表（様式第4号）により公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要
- (2) 契約の内容
- (3) 契約の相手方の名称及び所在地
- (4) 契約金額
- (5) 契約を締結した日
- (6) 契約に係る物品の納入期限又は役務の履行期間
- (7) 契約の相手方とした理由

2 前項の規定による特定随意契約結果表（様式第4号）の公衆の閲覧は、第4条第3項の規定を準用する。

（公表する期間）

第7条 第4条から前条までの閲覧期間は、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日までの間に行うものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、特定随意契約の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）12月1日から施行する。